

# 北部上北三町村国土強靱化地域計画

【概要版】

青森県 北部上北三町村  
(野辺地町、横浜町、六ヶ所村)



# 1 国土強靱化地域計画とは

「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築すること

大規模自然災害が起きる度に長期間にわたる復旧・復興の繰り返しを避けるため、人命を守り、被害が致命的なものにならず、迅速に回復するための条件を備えること、国土強靱化基本法に基づき、国・地方を通じて、事前防災・減災、迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することで強靱な地域を作り上げていくことである。

大災害の教訓	毎年のように発生する風水害
災害発生たびに復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しから事前防災・減災へ	気候変動の影響等に伴い、豪雨等の災害が激甚化の傾向

大規模自然災害が発生しても、経済社会への被害が致命的なものとならず、迅速に回復する国土・経済社会システムを平時から構築

**国土強靱化**

## 策定の趣旨と改定について

国では平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）（以下「国土強靱化基本法」という。）を制定し、平成 26 年 6 月には、同法に基づき、「国土強靱化基本計画」を策定した。また、青森県では、「命と暮らしを守る青森県」を目指し、平成 29 年 3 月に「青森県国土強靱化地域計画」を策定している。

国土強靱化を実効性あるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者、住民などの関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、野辺地町、横浜町、六ヶ所村（以下「構成町村」という。）においても、国や県などと連携して強靱化の取り組みを計画的に推進すべく、令和 3 年に構成町村による国土強靱化地域計画を策定した。

一方、国では国土強靱化基本法が制定されて10年が経過しようとする中、令和 5 年 6 月に、国土強靱化実施中期計画の策定の法定化及び国土強靱化推進会議の設置を主な内容とする改正国土強靱化基本法が可決・成立し、同年 7 月には、新たな国土強靱化基本計画が策定された。また、青森県においても令和 4 年に「青森県国土強靱化地域計画」の見直しを行っている。

このような状況の中、構成町村の計画も策定から 5 年を経過していることから、国及び県との改定、見直しを受けて「北部上北町村国土強靱化地域計画」を改定することとした。

## 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定し、国土強靱化基本計画と調和を図るとともに、青森県国土強靱化地域計画との調和及び連携・役割分担を図る。

また、北部上北三町村のそれぞれの総合計画との整合・調和を図るとともに、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として定める。

## 計画期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間

## 基本目標

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 行政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 住民の財産及び公共施設に関わる被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

## 基本的な方針

### 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせること
- 自助・共助・公助を適切かつ効果的に組み合わせること
- 非常時にのみならず平時にも有効活用できる対策とすること

### 効率的な施策の推進

- 人口減少等に起因する需要の変化等を踏まえた、効果的で効率的な施策の推進を図ること
- 国・県の施策、既存の社会資本、民間資金の活用を図ること

### 地域の特性を踏まえた施策の推進

- 構成町村の地域特性や実情を踏まえた施策の推進を図ること
- 構成町村の強みを生かし、さらなる連携強化につながる取り組みを推進すること

## 基本的な進め方



本計画は、目指すべき目標を明確にした上で、最悪の事態の設定を行い、設定したリスクシナリオに対して現行施策のどこに問題があるのかを知るための脆弱性の評価を行うとともに、その結果に基づき対応策を検討し、重点化を行うということを目的として策定する。

計画策定後はPDCAサイクルを繰り返して、国土強靱化の取り組みを推進する。

## 2 計画策定の進め方

本計画は、国の基本計画策定に用いられた評価方法や手法を参考に、策定の流れを以下に示す。

### 地域特性を踏まえ、被害の想定となる大規模自然災害を設定

災害区分	自然災害により起きてはならない事象
地震・津波	地震等による建築物の倒壊や火災による死傷者の発生 大規模津波等による多数の死傷者の発生
風水害	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の氾濫
豪雪災害	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生



### 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

地域を強靱化していく上での課題を抽出するため、基本目標を細分化した6つの「事前に備えるべき目標」と、その目標の妨げとなる事態として、仮に起きれば深刻な影響が生じると考えられる28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定



### 脆弱性評価（強靱化に向けた課題）

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに現状の取り組みのどこに問題があり、どのような取り組みが必要なのかを分析・評価



### 強靱化の推進方針

脆弱性評価（強靱化に向けた課題）の結果に基づき、今後必要となる取り組みの方向性を町村ごとに取りまとめる。



### 対応方策について重点化

強靱化の取り組みを効率的・効果的に推進するため、人命の保護に直接関わる施策・事業を中心に重点項目を設定

### 3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国土強靱化基本計画及び青森県国土強靱化地域計画、構成町村の地域特性を踏まえ、28のリスクシナリオを設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による地域企業の経済活動の低下
	1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生		4-2	石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出
	1-3	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水等による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)		4-3	食料等の安定供給の停滞
				4-4	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生活活動への甚大な影響
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生		4-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留める	5-1	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生	
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1		自衛隊、警察、消防、海上保安部等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態	5-2	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
	2-2		医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	2-3		劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	5-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態
	2-4	被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客等）の発生・混乱	6-2		災害対応・復旧事業を支える人材等（コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興ができなくなる事態	
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	6-3		大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	6-4		農事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が遅れる事態	
3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下		6-5	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
				6-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

※ 町村ごとに地理的な面や地域特性から該当となるリスクシナリオは異なります。

## 4 強靱化の推進方針

### 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの対応方策

脆弱性評価（強靱化に向けての課題）の結果を踏まえた構成町村における強靱化の推進方針は以下のとおりである。

なお、町村ごとの強靱化の推進方針の詳細は別紙「附属資料」にとりまとめている。

#### 目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

##### 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

地震等による建築物の倒壊や市街地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物の耐震化や老朽化対策の推進、消防活動等のため幹線道路や緊急輸送道路等の整備・機能強化を図るとともに、住民の避難場所の確保や災害時要援護者（避難行動要支援者）の支援体制構築、消防団の充実、自主防災組織の設立・活性化支援等、地域防災力の向上を図る。

##### 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

大規模津波等による多数の死傷者の発生を防ぐため、津波防災施設等の整備や老朽化対策を進めるとともに、防災意識の普及・啓発や、住民の避難場所の確保、防災マップ・津波避難計画の適宜見直し等警戒避難体制の整備を図る。

##### 1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水等による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

広域的かつ長期的な生活地域等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川改修や河川関連施設の耐震化・老朽化対策を進めるとともに、住民の避難場所の確保、洪水ハザードマップの周知、住民等への情報伝達手段の多様化等、警戒避難体制の整備を図る。

##### 1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

土砂災害等による多数の死傷者の発生及び地域の脆弱性が高まる事態を防ぐため、土砂災害対策施設の整備・老朽化対策を進めるとともに、土砂災害に係る防災意識の啓発や住民等への情報伝達手段の多様化及び災害情報の収集・伝達制度の強化を図る。

##### 1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、安全な道路交通の確保に向けた防雪施設の整備や除排雪体制の強化を図るとともに、冬季にむけた防災意識の啓発等を図る。

## 目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

### 2-1 自衛隊、警察、消防、海上保安部等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

自衛隊、警察、海上保安部等が有する救助・救急活動等の能力を十分に発揮できない事態や、被災等により活動できない事態を防ぐため、防災関連施設の耐震化・老朽化対策の推進、防災関係機関や地域住民の参加を含めた総合防災訓練の実施、救助・救出体制の強化や災害応援の受入体制を構築するほか、地域防災力向上のため、自主防災組織の設立・活性化支援や地域防災リーダーの育成を図る。

### 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺を防ぐため、医療従事者の確保に係る連携体制や災害発生時における医療提供体制の構築、要配慮者への支援体制の強化を図る。

### 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生を防ぐため、非常物質の備蓄、避難者の健康対策、要配慮者への支援及び保健医療の連携強化を図る。

### 2-4 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、非常物資や調達・供給体制及び災害応援の受入体制の確保、防災拠点の整備、水道施設・物流関連施設の防災対策の推進等を図る。

### 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客等）の発生・混乱

多数の帰宅困難者が避難できない事態や、避難生活が長期にわたること等により水・食料等の供給が不足する事態を防ぐため、避難場所や支援物資等の供給体制の確保を図るとともに、外国人観光客等に対する情報提供体制の強化等を図る。

### 2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある集落への支援体制の構築や、情報通信利用環境の強化、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を図る。

### 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

被災地における疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所における良好な生活環境の確保や平時からの予防接種促進及び感染症対策への啓発、汚水処理施設等の耐震化・老朽化対策等を図る。

## 目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保する

### 3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、行政庁舎や公共建築物・インフラ施設等の耐震化・老朽化対策、行政情報通信基盤の耐災害性の強化、行政機関の業務継続計画の策定・見直しを行うとともに、県内・県外との広域連携体制の構築等を図る。

## 目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない

### 4-1 サプライチェーンの寸断等による地域企業の経済活動の低下

サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保等を図る。

### 4-2 石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出

石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模流出・拡散による二次災害の発生を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対する監視・指導等を通じた流出・拡散防止対策の推進や、有害物質流出時の連携・処理体制の整備を図る。とりわけ、原子力施設からの放射性物質の放出による二次災害の発生を防ぐため、環境放射線モニタリングや空間放射線量測定器の整備、原子力災害時に備えた体制を構築する。

### 4-3 食料等の安定供給の停滞

食料等の安定供給の停滞を防ぐため、自給食料の確保に向けて、平時から食料品の生産・供給体制の強化等を図る。

### 4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生活活動への甚大な影響

異常渇水等に対する生活活動への甚大な影響を防ぐため、水道インフラの強化、耐性向上を図るとともに、気象予測と早期警戒システムの強化など、地域特性や水源の状況等に応じた、適切で多方面にわたる連携を図る。

### 4-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、荒廃農地の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理等を推進する。

## 目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留める

### 5-1 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報連絡体制及び住民等への情報伝達の強化や、住民の防災意識の啓発、防災教育の推進を図る。

### 5-2 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。

### 5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

上下水道等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道事業者の業務継続計画の策定など早期復旧のための体制の整備を図る。

### 5-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態

地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を推進するとともに、災害時において広域交通、地域公共交通、代替交通輸送手段の確保を図る。

## 目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

自然災害発生後において、事前復興ビジョンや地域合意が不足していることにより、復興方針の決定が遅延し、地域の衰退を招く事態を回避するため、平時から復興の将来像を共有するとともに、地域主体による合意形成の場の整備、復興プロセスの事前整理、人材・体制の確保等を推進する。

### 6-2 災害対応・復旧事業を支える人材等（コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興ができなくなる事態

復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害ボランティアや災害応援の受入体制の構築等を図る。

### 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理計画の策定を進めるとともに、災害廃棄物等の処理に関する連携体制の強化等を図る。

## 目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が遅れる事態

大規模発生後の迅速な復興を可能とするため、平時から事業用地や仮設住宅、仮設店舗・仮事務所等の整備に必要な用地の候補地を確保するための関係機関との連携体制の構築等、事前整理を推進する。

### 6-5 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を確保するとともに、地域コミュニティの強化や農山漁村の活性化等を図る。

### 6-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

風評被害等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、平時より地元産品に関する正確な情報を発信する体制の整備や物流関係者との信頼関係の構築等を図る。

## 5 対応方策についての重点化

### 重点項目

限られた資源・財源の中で、国土強靱化の取り組みを効率的・効果的に推進するためには、優先度の高い施策・事業に重点化を図る必要がある。

本計画では、脆弱性評価に基づく対応方策として掲げた施策のうち、計画期間内において優先的に取り組む施策として、人命保護に直接かかわる施策・事業を中心に、他のリスクシナリオへの影響や効果、緊急性、施策の必要性等といった観点から優先度を総合的に判断し、各町村において重点項目を選定した。

各町村に共通する主な重点項目は以下のとおりである。

なお、町村ごとの重点項目は、別紙「附属資料」にとりまとめている。

各町村に共通する主な重点項目	
<ul style="list-style-type: none"><li>・住宅・建築物の耐震化による地震対策</li><li>・公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策</li><li>・代替交通手段の確保</li><li>・原子力施設の安全対策</li><li>・消防団の充実</li><li>・災害時要援護者（避難行動要支援者）名簿の作成</li><li>・行政情報の災害対策</li><li>・防災訓練の推進</li><li>・防災教育の推進</li><li>・非常物資の備蓄</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害応援の受入体制の構築</li><li>・水道施設の耐震化・老朽化対策</li><li>・災害地の水供給に対する備蓄</li><li>・要配慮者等への支援</li><li>・気象予測と早期警戒システムの強化</li><li>・広域連携体制の構築</li><li>・地域防災リーダーの育成</li><li>・地域コミュニティ力の強化</li><li>・住民等への情報伝達手段の多様化</li><li>・災害廃棄物処理計画の策定</li><li>・予防接種の推進</li></ul>

青森県 北部上北三町村  
(野辺地町、横浜町、六ヶ所村)

